○会津坂下町社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成要綱 平成17年10月1日告示第49号

改正

平成18年5月24日告示第32号 平成21年12月22日告示第60号 平成26年3月27日告示第48号 平成26年9月26日告示第126号 平成27年12月21日告示第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が低所得者で特に生計が困難であるものに対して介護保険サービスの提供を行うにあたり、利用者負担の軽減を行う当該社会福祉法人等に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の方法)

第2条 助成は、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付することによってこれ を行うものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる社会福祉法人等は、法人所轄庁の都道府県又は指定都市若しくは中核都市(以下「都道府県」という。)及び当該社会福祉法人等の所在地の市町村等の長に対し、介護保険サービスの利用者負担の軽減を行おうとする旨の申し出を行った社会福祉法人等であって、本町が行う介護保険の被保険者に対して介護保険サービスを提供するにあたり、この要綱に規定する利用者負担の軽減を行ったものとする。

(軽減の対象者)

- 第4条 社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担の軽減(以下「利用者負担軽減措置」という。)を受けることができる者は、本町が行う介護保険の被保険者であって、町民税世帯非課税で、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町が認めた者及び生活保護受給者とする。
 - (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - (3) 日常生活に供する以外に活用できる資産がないこと。
 - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用負担割合が5パーセント以下の者については、軽減対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(軽減の対象となるサービス)

第5条 利用者負担軽減措置の対象となる利用者負担は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び同法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係

る利用者負担額とする。

(軽減の割合)

- 第6条 利用者負担軽減措置における軽減の割合は、利用者負担の4分の1とする。ただし、老齢福祉年金受給者は2分の1とし、生活保護受給者については利用者負担の全額とする。
- 2 平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定により生活が困難な者として町長が認めた者は、前項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

(適用関係)

- 第7条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、これら の措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。
- 2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護 サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費(以下「高額サービス費等」という。)との適用 関係については、本事業に基づく軽減制度の適用を行い、その後、高額サービス費等の支給を行う ものとする。
- 3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、これらを支給した後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(軽減の認定申請)

第8条 利用者負担軽減措置を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (様式第1号)に介護保険被保険者証を添えて町長に申請しなければならない。

(軽減の認定)

- 第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、第4条に規定する利用 者負担軽減措置の対象となる資格の適否を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書 (様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により利用者負担軽減措置の対象となる資格(以下「軽減対象資格」という。) を認定した者に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第3号。以下「軽減確認証」と いう。)を交付する。

(利用手続)

- 第10条 前条の規定により軽減対象資格を認定された者は、介護保険サービスを利用するときに軽減 確認証を社会福祉法人等に提示するものとする。
- 2 社会福祉法人等は、軽減確認証の提示があったときは、軽減確認証の内容に基づきこの要綱の定めるところにより利用者負担額の軽減を行うものとする。

(軽減確認証の返還)

- 第11条 第9条の規定により軽減対象資格を認定された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 遅滞なく軽減確認証を町長に返還しなければならない。
 - (1) 被保険者の資格を喪失したとき。
 - (2) 軽減の認定の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 軽減確認証の有効期限が経過したとき。

(届出)

第12条 軽減確認証の記載事項に変更があったときは、当該変更に係る事由が生じた日から14日以内 に軽減確認証を添えて町長にその旨を届け出なければならない。

(補助金額の算定)

- 第13条 町が社会福祉法人等に対して交付する補助金額は、次条に定めるところにより社会福祉法人等が行う都道府県等への申請に基づき、次項に規定する基準により算出した額とする。
- 2 補助金の対象範囲は、社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額のうち、当該社会福祉法人 等が本来受領すべき利用者負担収入(利用者負担権限措置が対象とする介護保険サービスに関する ものに限る。)に対して1パーセントを超えた部分とし、補助金の助成は、当該社会福祉法人等の

収支状況等を踏まえて、その2分の1以下の範囲内で行うものとする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分については、全額町が負担する。

(補助金額の交付時期等)

第14条 補助金の交付手続、交付時期及び当該交付手続に係る申請書その他の様式は、国及び県との 協議のうえ、別に定めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 会津坂下町社会福祉法人等による利用者負担額減免事業実施要綱(平成14年告示第3号)は、廃 止する。

(税制改正に伴う特例措置)

(1) 目的

平成17年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)の影響により、これまで町民税世帯非課税者であった者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第4段階に上昇することとなる。こうした者のうち、利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、補足給付や高額介護サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者(利用は負担段階が3段階から4段階に上昇する者)であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。そのため、これらの者について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な上昇を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、第5条第2項中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第4条第1項中「町民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第8条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。)と、第4条第1項(1)中「150万円」とあるのは「190万円」と、第6条第1項中「利用者負担の4分の1とする。ただし、老齢福祉年金受給者は2分の1とする。」とあるのは、「8分の1」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

附 則 (平成18年5月24日告示第32号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年度の事業から適用する。

附 則(平成21年12月22日告示第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第48号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日告示第126号)

この要綱は、公布の目から施行する。

附 則(平成27年12月21日告示第56号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定は平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成27年度の事業から適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された平成27年度の社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証は、平成27年度に限り、改正後の要綱の相当する規定によって交付されたものとみなす。
- 4 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨法人所轄庁

の都道府県又は指定都市若しくは中核都市及び当該社会福祉法人等の所在地の市町村等の長に対し申し出た社会福祉法人については、改正後の要綱第3条に規定する補助金の交付を受けることなく本事業を実施することができるものとし、この場合も本要綱の規定のとおり実施するものとする。